

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年(2014年)6月3日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 26 年(2014 年) 3 月 31 日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月町田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項ただし書中「1 4 万円」を「1 6 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「1 2 万円」を「1 4 万円」に改める。

第 3 4 条各号列記以外の部分中「1 4 万円」を「1 6 万円」に、「1 2 万円」を「1 4 万円」に改め、同条第 2 号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第 3 号中「3 5 万円」を「4 5 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第13条 略 2 略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。 (保険税の減額) 第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万	(課税額) 第13条 略 2 略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。 (保険税の減額) 第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 2 4 万 5, 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>4 5 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略	円に被保険者 <u>(当該納税義務者を除く。)</u> 及び特定同一世帯所属者 <u>(当該納税義務者を除く。)</u> 1 人につき 2 4 万 5, 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>3 5 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略